



平成 18 年 5 月 16 日

各 位

会社名 エンシュウ株式会社
代表者名 代表取締役社長 中安 茂夫
(コード番号 6218 東・名証 各第1部)
問合せ先 常務取締役 企画財務部担当
千賀 伸一
(TEL053-447-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 138 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式取得が可能となっております。環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるよう新設するものです。(第 8 条)
- (2) 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限し、当社の株式制度全体の合理化を進め、株主全体の利益の拡大を図るよう新設するものです。(第 9 条)
- (3) 株主総会の招集地を規定することにより、株主総会が合理的な地域において開催され、株主全体のご出席がより容易となるよう新設するものです。(第 14 条)
- (4) 株主総会参考書類の一部等につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト節減に資するため新設するものです。(第 16 条)
- (5) 取締役会決議の省略(書面決議)が認められたことに伴い、経営判断をより機動的かつ効率的に行えるように規定を新設するものです。(第 25 条)
- (6) 定款の定めにより社外取締役の責任を合理的な範囲にとどめることが可能となっておりますが、有能な人材を迎えることは、経営の透明性及び健全性の確保をさらに推進するために有益であることから、社外取締役との間で責任限定契約を締結できるよう新設するものです。なお、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。(第 28 条)
- (7) 社外監査役の責任限定契約が可能となりました。適切な監査の重要性はますます高まっていることから、優秀な人材を確保し、もって監査体制の一層の充実を図るものです。(第 36 条)
- (8) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)により、会社法の施行に伴い定款に定めたものとみなされた事項についても、条文の新設、変更を行うものです。(第 4 条、第 7 条、第 10 条)
- (9) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更し、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて表現の変更、字句の修正、条数の整理を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)

以 上

定款変更の内容（別紙）

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、エンシュウ株式会社（<u>英文名 ENSHU Limited</u>）と称する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、エンシュウ株式会社と称し、<u>英文では、ENSHU Limitedと表示する。</u></p>
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1 繊維機械の製造販売</u> <u>2 金属加工機械の製造販売</u> <u>3 発動機およびこれに関係ある諸機器の製造販売</u> <u>4 その他一般機械器具の製造販売</u> <u>5 電気機械器具の製造販売</u> <u>6 鋳物製品の製造販売</u> <u>7 不動産業および住宅関連機器の製造販売</u> <u>8 織布試験工場の経営</u> <u>9 国内外の機械器具製造に関し投資をなすこと</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 繊維機械の製造販売</u> <u>(2) 金属加工機械の製造販売</u> <u>(3) 発動機およびこれに関係ある諸機器の製造販売</u> <u>(4) その他一般機械器具の製造販売</u> <u>(5) 電気機械器具の製造販売</u> <u>(6) 鋳物製品の製造販売</u> <u>(7) 不動産業および住宅関連機器の製造販売</u> <u>(8) 織布試験工場の経営</u> <u>(9) 国内外の機械器具製造に関し投資をなすこと</u> <u>(10) 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p>
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を静岡県浜松市に置く。</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 ＜現行どおり＞</p>
<p>＜新設＞</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u>ただし、<u>電子公告によることができない事故</u>その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の<u>公告方法は、電子公告とする。</u>ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p><u>(発行する株式の総数、1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、15,000万株とする。</p> <p>②当社は、1,000株をもって株式の1単元とする。</p> <p>③当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、15,000万株とする。</p> <p>＜第9条へ移設＞</p> <p>＜第9条2へ移設＞</p>
<p>＜新設＞</p>	<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>＜新設＞</p>	<p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>
<p>＜第2章 株式 第5条②③＞</p> <p>＜新設＞</p>	<p><u>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第9条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず「単元未満株式」に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>3 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>
<p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第6条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>②当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の交付、単元未満株式の買取り、届出の受理等、株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社ではこれを取扱わない。</u></p>	<p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則) 第7条 当会社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱事項は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日) 第8条 当会社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> ②前項のほか、<u>必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">＜第13条へ移設＞</p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p>
<p>第3章 株主総会 (招集の時期) 第9条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株主総会 (招集) 第12条 ＜現行どおり＞</p>
<p style="text-align: center;">＜第2章 株式 第8条＞</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>(招集地) 第14条 株主総会は、<u>本店所在地において招集する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長) 第10条 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは取締役会長が、取締役会長に事故があるときは、取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p><新設></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決議方法) 第11条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。 ②商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</p>	<p>(決議の方法) 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第12条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を提出することを要する。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録) 第13条 株主総会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役これに記名押印または電子署名を行う。</p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第14条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第19条 ＜現行どおり＞</p>
<p>(選任方法) 第15条 取締役は、株主総会において選任する。 ②取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法) 第20条 ＜現行どおり＞ 2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3 ＜現行どおり＞</p>
<p>(任期) 第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役の選任) 第17条 <u>代表取締役は取締役会において定め、各自会社を代表する。</u> ②<u>取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> 2 <u>取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 ＜現行どおり＞ 2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知) 第19条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対して会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。</u> ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに<u>各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第20条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数出席して、その出席取締役の過半数で行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(取締役会の議事録) 第21条 取締役会の議事は、<u>その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p>(取締役会規則) 第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則) 第26条 <現行どおり></p>
<p>(報酬) 第23条 取締役の報酬および退職慰労金は、<u>それぞれ株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p><新設></p>	<p>(社外取締役の責任免除) 第28条 <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第24条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第29条 ＜現行どおり＞</p>
<p>(選任方法) 第25条 監査役は、株主総会において選任する。 ②監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(選任方法) 第30条 ＜現行どおり＞ ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期) 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ②補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(常勤の監査役) 第27条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知) 第28条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の5日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。</u> ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第29条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>＜削除＞</p>
<p>(監査役会の議事録) 第30条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>＜削除＞</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会規則) 第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(監査役会規則) 第34条 ＜現行どおり＞
(報酬) 第32条 監査役の報酬および退職慰労金は、 <u>それぞれ株主総会の決議により定める。</u>	(報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によつて定める。
＜新設＞	(社外監査役の責任免除) 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第6章 計 算 (営業年度および決算期) 第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとして、その末日をもって決算期とする。	第6章 計 算 (事業年度) 第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(利益配当金) 第34条 利益配当金は、 <u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録されている株主または登録質権者に支払う。</u>	(剰余金の配当) 第38条 剰余金の配当は、 <u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u>
(中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主、または登録質権者に対し中間配当を行うことができる。	(中間配当) 第39条 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。
(除斥期間) 第36条 利益配当金または第35条による中間配当金が、支払開始の日から3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 ②未払いの利益配当金または中間配当金については、利息を付けないものとする。	(剰余金の配当等の除斥期間) 第40条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 ＜削除＞

以 上